埼医業Ⅰ第１９９４号
令和７年１１月２０日

郡市・大学医師会長　　殿
（　担　当　理　事　）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。厚生労働省からの事務連絡によれば、令和 7 年 12 月請求分～令和 8 年 2 月請求分までを対象に、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けるとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、別添の医療機関あて通知文書（令和 7 年 11 月 19 日付、感対第 641-9 号）を以て、会員医療機関にご周知くださるようお願い申し上げます。

なお、3 月に未請求があるとご報告いただいていた医療機関に対し、県から個別に連絡するとのことですので、申し添えます。

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail:iino@office.saitama.med.or.jp

写

感 対 第 641－1 号
令 和 7 年 11 月 19 日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　縄田　敬子
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる 28 公費）の適用は、検査・外来・（旧）入院医療費は令和 5 年 5 月 7 日、治療薬・（新）入院医療費は令和 6 年 3 月 31 日に終了したところです。

令和 7 年 5 月 28 日の通知では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院医療費(28110708)の埼玉県への請求は、審査支払機関において医療機関及び薬局（以下、医療機関等という。）からの再審査請求を含めたすべての請求を返戻又は保留することを周知したところです。

今般、厚生労働省から事務連絡があり、令和 7 年 12 月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けることとされました。

つきましては、令和 8 年 2 月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等におかれましては早急に請求を行うよう、貴会会員へ周知のほどよろしくお願いいたします。

担当　：感染症対策課　総務・補助金担当
電話　：０４８－８３０－７５００
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和７年 11 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて（依頼）

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和７年５月 21 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和７年４月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いについて整理すること、当該取扱いが整理されるまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお示ししていたところです。

今般、下記のとおり、今後の公費支援の取扱いについて整理しましたので、各都道府県におかれましては、公費支援の実施に向けて必要な対応をお願いするとともに、管内医療機関等に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

１．令和７年 12 月請求分以降の請求について

法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和２年４月 30 日保医発 0430 第４号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和５

年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和５年９月 28 日保医発 0928 第１号厚生労働省保険局医療課長通知、令和５年 11 月７日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、現在、審査支払機関において全ての請求を返戻又は保留いただいているところですが、今般、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、令和７年 12 月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の実施について（依頼）」（令和７年 11 月 14 日社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により審査支払機関に対して依頼したところです。

各都道府県におかれましては、「令和７年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和７年 11 月 14 日厚生労働省発感 1114 第７号厚生労働事務次官通知）及び「令和７年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和７年 11 月 14 日感発 1114 第１号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）に基づき、審査支払機関からの公費支援分の請求についてご対応いただくようお願いいたします。

なお、令和８年２月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等に対して早急に請求を行うよう周知をお願いします。

２．令和７年度への事故繰越予算の活用について

「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和７年３月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により、令和７年２月 10 日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、令和７年５月末までを事業完了予定期日として各都道府県において交付金の事故繰越による対応を行い、「令和５年度（令和７年度への繰越分）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る事業完了予定期日の変更に関する指示書」（令和７年５月 30 日厚生労働省発医政 0530 第 11 号・厚生労働省発感 0530 第 10 号・厚生労働省発医薬 0530 第 75 号）により、事業完了予定期日を令和８年３月末まで延長することを承認したところです。事故繰越予算については、令和８年度への更なる繰越を行うことができませんので、事故繰越の対象のうち未請求の医療機関等がある場合は、本年度中に請求を行うよう改めて周知いただくようお願いいたします。

また、事故繰越に当たっては、各都道府県と財務局の間で、事故繰越の対象となる医療機関等や所要額を個別に協議した上で財務局から承認を受けて

いるものと承知しております。そのため、事故繰越対象の医療機関等からの請求については事故繰越予算から支出いただく必要があり、今回新たに措置した予算から支出することは認められないため、予算の執行に際してご留意いただくようお願いいたします。

参考

感対第１６２－１号
令和７年５月２８日

一般社団法人埼玉県医師会
会 長　金 井　忠 男　　様

埼玉県保健医療部長　　縄田　敬子
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる 28 公費）の適用ですが、検査・外来・(旧）入院医療費については令和５年５月７日、治療薬・(新）入院医療費については令和６年３月 31 日をもって終了したことは御承知いただいていることと存じます。

多くの医療機関におかれましては、既に 28 公費に関するレセプト請求を終えていることと思われますが、現在も一部医療機関からの請求又は審査が続いているところです。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする、外来(28110609)・治療薬(28110807)・(新）入院医療費(28110708)の埼玉県への請求については、令和７年３月 27 日の通知にて、令和７年度の取扱いとして、新規請求については県に相談すること及び再審査請求については請求を受け付けることを周知したところです。

一方、今般、厚生労働省より別添のとおり公費支援に関する請求の取扱いについて事務連絡がありました。

当面の間、審査支払機関に提出された全ての請求（再審査請求を含む）について、医療機関へ返戻又は保留するよう審査支払機関に依頼する内容となっております。

県といたしましても、国による当面の取扱いに基づき対応することといたしますので、貴会会員への周知のほどよろしくお願いいたします。

参考として、埼玉県指定診療・検査医療機関に対しては、別途周知している旨を申し添えます。

なお、検査（28110500 他）・(旧）入院医療費（28110005 他）につきましては、当該厚生労働省の事務連絡の取扱いには該当いたしません。引き続き速やかな請求をお願いいたします。

担当　：感染症対策課　総務・補助金担当
電話　：０４８－８３０－７５００
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

（別紙）

事　務　連　絡
令和７年５月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和７年３月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和７年３月 31 日事務連絡」という。）により、令和７年２月 10 日までにやむを得ず請求できなかった金額について、令和７年５月末までを事業完了予定日として交付金の事故繰越による対応を行うこと、事故繰越による対応をもって交付金が終了することに伴い、公費支援は令和７年３月診療分（４月請求分）の請求をもって終了することをお知らせしたところです。

今般、下記のとおり、令和７年４月診療分（５月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、各都道府県におかれましては、管内医療機関及び薬局に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

１．令和７年４月診療分（５月請求分）以降の請求について（再周知）

令和７年３月 31 日事務連絡のとおり、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和７年３月診療分（４月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和７年４

（別紙）

月診療分（５月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなりますので、管内医療機関及び薬局へ周知いただくようお願いいたします。

２．令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求について

医療機関及び薬局からの請求のうち、令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和７年５月 21 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）のとおり、厚生労働省から審査支払機関に対し、再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求について医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼していますので、その旨御了知の上、管内医療機関及び薬局へ周知いただくようお願いいたします。

【照会先】
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当）

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

別添

感 対 第 641－9 号
令 和 7 年 11 月 19 日

各医療機関　様

埼玉県保健医療部長　　縄田　敬子
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる 28 公費）の適用は、検査・外来・(旧）入院医療費は令和 5 年 5 月 7 日、治療薬・(新）入院医療費は令和 6 年 3 月 31 日に終了したところです。

令和 7 年 5 月 28 日の通知では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による、外来(28110609)・治療薬(28110807)・(新）入院医療費(28110708)の埼玉県への請求は、審査支払機関において医療機関及び薬局（以下、医療機関等という。）からの再審査請求を含めたすべての請求を返戻又は保留することを周知したところです。

今般、厚生労働省から事務連絡があり、令和 7 年 12 月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けることとされました。

つきましては、令和 8 年 2 月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等におかれましては早急に請求を行うようお願いいたします。

担当　：感染症対策課　総務・補助金担当
電話　：０４８－８３０－７５００
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和７年 11 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて（依頼）

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和７年５月 21 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和７年４月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いについて整理すること、当該取扱いが整理されるまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお示ししていたところです。

今般、下記のとおり、今後の公費支援の取扱いについて整理しましたので、各都道府県におかれましては、公費支援の実施に向けて必要な対応をお願いするとともに、管内医療機関等に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

１．令和７年 12 月請求分以降の請求について

法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和２年４月 30 日保医発 0430 第４号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和５

年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和５年９月 28 日保医発 0928 第１号厚生労働省保険局医療課長通知、令和５年 11 月７日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、現在、審査支払機関において全ての請求を返戻又は保留いただいているところですが、今般、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、令和７年 12 月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の実施について（依頼）」（令和７年 11 月 14 日社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により審査支払機関に対して依頼したところです。

各都道府県におかれましては、「令和７年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和７年 11 月 14 日厚生労働省発感 1114 第７号厚生労働事務次官通知）及び「令和７年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和７年 11 月 14 日感発 1114 第１号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）に基づき、審査支払機関からの公費支援分の請求についてご対応いただくようお願いいたします。

なお、令和８年２月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等に対して早急に請求を行うよう周知をお願いします。

２．令和７年度への事故繰越予算の活用について

「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和７年３月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により、令和７年２月 10 日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、令和７年５月末までを事業完了予定期日として各都道府県において交付金の事故繰越による対応を行い、「令和５年度（令和７年度への繰越分）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る事業完了予定期日の変更に関する指示書」（令和７年５月 30 日厚生労働省発医政 0530 第 11 号・厚生労働省発感 0530 第 10 号・厚生労働省発医薬 0530 第 75 号）により、事業完了予定期日を令和８年３月末まで延長することを承認したところです。事故繰越予算については、令和８年度への更なる繰越を行うことができませんので、事故繰越の対象のうち未請求の医療機関等がある場合は、本年度中に請求を行うよう改めて周知いただくようお願いいたします。

また、事故繰越に当たっては、各都道府県と財務局の間で、事故繰越の対象となる医療機関等や所要額を個別に協議した上で財務局から承認を受けて

いるものと承知しております。そのため、事故繰越対象の医療機関等からの請求については事故繰越予算から支出いただく必要があり、今回新たに措置した予算から支出することは認められないため、予算の執行に際してご留意いただくようお願いいたします。